

社団法人福島県バス協会運輸事業振興助成金の交付に関する規程

施行 昭和52年3月18日

一部改正 昭和59年6月30日

一部改正 平成18年11月1日

(目的)

第1条 福島県が交付する「運輸事業振興助成交付金」を受けて、社団法人福島県バス協会長(以下「協会長」という。)は、この規程の定めるところにより助成金を交付することができる。

2 この規程に定めのない事項については、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)及び運輸事業振興助成交付金交付要綱等を準用する。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、社団法人福島県バス協会の会員であって、福島県内に営業所を置き営業するバス事業者(以下「助成事業者」という。)とする。

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、助成事業者が行う停留所標識、上屋、案内板等の各種整備事業とし、東北運輸局長の承認を受けた事業計画及び資金計画によるものとする。

2 前項の助成以外として、協会長が別途要領等を定めた場合は、その定めによる。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、社団法人福島県バス協会交付金運用委員会の承認を受けた事業計画及び資金計画により、予算の範囲内において協会長が決定する。

(交付申請)

第5条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、第1号様式による「運輸事業振興助成金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)を協会長に1部提出するものとする。

(交付決定)

第6条 協会長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときには、審査のうえ交付すべきものと認めるときは、助成金の交付決定を行い、第2号様式による「運輸事業振興助成金交付決定通知書」により通知するものとする。

(変更申請及び承認)

第7条 助成事業者は、事業の内容又は、交付額等について変更をしようとするときは、軽微な変更を除き、協会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けようとするときは、第3号様式による「運輸事業振興助成金事業変更承認申請書」(以下「変更申請書」という。)を協会長に1部提出するものとする。

3 前項の変更申請書は、東北運輸局への変更承認申請に間に合うよう11月末日までに提出しな

ければならない。

- 4 協会長は、第2項の規定による変更申請書の提出があったときには、審査のうえ承認すべきものと認めるときは、変更承認を行い、第4号様式による「運輸事業振興助成金事業変更承認通知書」により通知するものとする。

(事業中止)

第8条 助成事業者は、事業を中止しようとするときは、第5号様式による「運輸事業振興助成金事業中止届」(以下「中止届」という。)を協会長に2部提出するものとする。

- 2 前項の中止届は、東北運輸局への変更承認申請に間に合うように11月末日までに提出しなければならない。

- 3 協会長は第1項の中止届けを受理したときは1部に受理印を押し返付するものとする。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成事業が完了(一部完了を含む)したときには、第6号様式による「運輸事業振興助成金事業実績報告書」(以下「報告書」という。)を、協会長に1部提出しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、助成事業の完了から15日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(成果確認及び助成金交付)

第10条 協会長は、前条の規定による報告書の提出があったときには、助成事業の成果を確認する為、成果等の調査をしなければならない。

- 2 協会長は、前項の規定による成果確認後でなければ助成金を交付してはならない。

(書類の保存)

第11条 助成事業者は、当該年度の助成事業完了後、帳ひょう書等関係書類一切について5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を協会長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、助成事業者が、助成金の全部に相当する金額を協会長に納付した場合、又は助成金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及び従物

(2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの

(3) その他助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

- 2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、第7号様式の1による「運輸事業振興助成金事業で取得した財産の処分承認申請書」(以下「処分申請書」という。)を協会長に2部提出するものとする。

3 協会長は、前項の規定による処分申請書の提出があったときには、審査のうえ承認すべきものと認めるときは、第7号様式の2による「運輸事業振興助成金で取得した財産の処分承認通知書」により通知するものとする。

(管理)

第13条 助成事業者は助成事業の完了後においても、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効果的なる運営を図らなければならない。

附則

1、この規程は昭和52年3月18日より施行する。

附則(昭和59年6月30日一部改正)

1、この規程は昭和59年度分事業から適用する。

附則(平成18年11月1日一部改正)

1、この一部改正規程は平成18年11月1日から適用する。

社団法人福島県バス協会長 様

住 所
名 称
代表者名

運輸事業振興助成金交付申請書

平成 年度において、運輸事業振興助成金の交付を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額 金 円

2. 内 訳

事業項目	数量	合計(円)
計		

添付書類 : 交付申請内訳書

3. 申請の理由

第1号様式の添付書類（第5条）

運輸事業振興助成金交付申請 内訳書

番号	事業項目	設置場所	型 式	事 業 量	予算額	着工・完了予定年月日	備 考
	合 計						

注：助成額は、一事業ごと千円未満は切捨。

：円単位。

社長 様

社団法人福島県バス協会
会長

運輸事業振興助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け、 第 号で申請のありました運輸事業振興助成金
については、「社団法人福島県バス協会運輸事業振興助成金の交付に関する規程(昭和52年3月
18日施行 以下「規程」という。)」の定めるところにより下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 助成金の額 金 円
2. 内 訳 助成金交付申請書のとおり
3. 交付の条件 規程全条、特に第12条及び第13条の規定を厳守すること。

社団法人福島県バス協会長 様

住 所
名 称
代表者名

運輸事業振興助成金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け、福バス協第 号をもって交付決定通知のありました運輸事業振興助成金事業につきましては、下記のとおり変更いたしたく申請いたします。

記

1. 助成金事業変更交付申請額 金 円
当初決定額 金 円
(平成 年 月 日付け、福バス協第 号)

2. 内 訳

事業項目	申請額他	変更申請額	当初決定額
	計		

添付書類：変更申請内訳書

3. 変更申請の理由

第3号様式の添付書類（第7条第2項）

運輸事業振興助成金事業変更申請 内訳書

番号	新旧	事業項目	設置場所	型式	事業量	予算額	着工・完了予定	備考
							年 月 日	
	新							
	旧							
	新							
	旧							
	新							
	旧							
	新							
	旧							
	新							
	旧							
	新							
	旧							
	新							
	旧							

注：助成額は、一事業ごと千円未満は切捨。

：円単位。

社長 様

社団法人福島県バス協会
会長

運輸事業振興助成金事業変更承認通知書

平成 年 月 日付け、第 号で申請のありました運輸事業振興助成金事業の変更については、「社団法人福島県バス協会運輸事業振興助成金の交付に関する規程(昭和52年3月18日施行 以下「規程」という。)」の定めるところにより下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 変更承認後の助成金額 金 円
当初決定額 金 円
(平成 年 月 日付け、福バス協第 号)
2. 内 訳 助成金事業変更承認申請書のとおり
3. 変更の条件 規程全条、特に第12条及び第13条の規定を厳守すること。

第5号様式(第8条第1項)

平成 年 月 日
番 号

社団法人福島県バス協会長 様

住 所
名 称
代表者名

運輸事業振興助成金事業中止届

平成 年 月 日付け、福バス協第 号をもって交付決定通知がありました運輸事業振興助成金事業につきましては、都合により中止いたします。

第6号様式(第9条第1項)

平成 年 月 日
番 号

社団法人福島県バス協会長 様

住 所
名 称
代表者名

運輸事業振興助成金事業実績報告書

運輸事業振興助成金の交付決定を受けた、下記の事業を完了いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

交付決定年月日	平成 年 月 日、福バス協第 号
変更決定年月日	平成 年 月 日、福バス協第 号
交 付 決 定 額	金 円
実 績 額	金 円(既受領額 円)
内 訳	別紙のとおり
着 手 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
指定振込口座	本 普通 銀行 店 預金 No 支 当座

添付書類：内訳書 各事業毎の関係書類

第6号様式の添付書類（第9条第1項）

運輸事業振興助成金事業実績 内訳書

番号	事業項目	設置場所	型式	事業量	実績額	着工・完了年月日	備考
	合計						

注：助成額は、一事業ごと千円未満は切捨。

：円単位。

第7号様式の1（第12条第2項）

第 号
平成 年 月 日

社団法人福島県バス協会長 様

住 所
名 称
代表者名

運輸事業振興助成交付金事業で取得した財産の処分承認申請書

標記について、「福島県補助金等の交付等に関する規則」第18条（財産の処分の承認）の規定及び「社団法人福島県バス協会運輸事業振興助成金の交付に関する規程（昭和52年3月18日施行）」により、下記のとおり財産を処分したく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 処分方法
2. 処分しようとする財産の名称
3. 処分しようとする財産の所在地
4. 財産取得年月日
5. 財産取得金額
円
6. 処分しようとする理由
7. 処分予定年月日
平成 年 月 日
8. 添付書類
写真

第7号様式の2（第12条第3項）

福バス協第号 号
平成 年 月 日

社長 様

社団法人福島県バス協会
会長

運輸事業振興助成交付金事業で取得した財産の処分承認通知書

平成 年 月 日付け、 第 号で申請のありました運輸事業振興助成交付金事業で取得した財産の処分については、「社団法人福島県バス協会運輸事業振興助成金の交付に関する規程（昭和52年3月18日施行）」の定めるところにより申請のとおり承認したので通知いたします。